

平成 29 年度「ふるさとひょうご寄附金」寄附申出書

県立美術館・博物館等応援プロジェクト

兵庫陶芸美術館・最古の登窯焼成公開事業

平成 29 年 5 月 1 日

兵庫県知事 井戸 敏三 あて

お名前(ふりがな) 山田太郎(やまだたろう) 出身県 ●●県
ご連絡先 電話 078-..... F A X 078-.....
E-mail@.....

(ご記入いただいた個人情報につきましては、「ふるさとひょうご寄附金」に関する業務以外には使用しません。)

私は、「ふるさとひょうご寄附金」の趣旨に賛同し、次のとおり兵庫県への寄附をしたいので申し出ます。

1 寄附金額 ●●●,●●●円

2 希望される納付方法 (以下のいずれかの番号に○をつけてください。)

- ①納入通知書払い 後日、お送りする納入通知書により県が指定する金融機関の窓口で納入してください。なお、振込手数料は無料です。
- ②○ 県の窓口への持参 兵庫陶芸美術館または兵庫県企画県民部知事室芸術文化課及び兵庫県東京事務所です。
- ③口座振込 後日、連絡する口座番号へ銀行窓口から振込をお願いします (ATM・インターネットバンクからは不可)。申し訳ありませんが、振込手数料は寄附される方のご負担となります。
- ④現金書留払い 申し訳ありませんが、郵送料は寄附される方のご負担となります。
- ⑤クレジットカード払い (Yahoo! 公金支払い) 5,000 円以上の寄附からご利用いただけます。ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」から寄附の申し込みをいただいた後、「Yahoo! 公金支払い」から決済手続きをお願いします。

3 ふるさと納税ワンストップ特例制度の利用について 特例制度を (利用する ○・利用しない)

確定申告が不要な給与所得者等は、ふるさと納税の控除申請を寄附先団体が本人に代わって行うことを要請することができます。ただし、確定申告義務者・確定申告を行う方、暦年(1月～12月)のうち5団体を超える地方自治体に寄附をされた方は、この制度を利用できません。現行どおり確定申告を通じて、控除を受けてください。

4 ふるさとひょうご寄附金のメリット

「ふるさとひょうご寄附金」は、兵庫県版ふるさと納税です。ふるさと納税には、自分が選んだ自治体に寄附をされた場合に、寄付額のうち 2,000 円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額控除されるメリットがあります。(ただし、2,000 円を超える部分が全額控除される寄付額には上限があります。寄附をされる方の給与収入や家族構成に応じて上限額が異なります)

2,000 円の持ち出しですむ寄付額の上限 (目安) 例

(例 1) 年収 500 万円の給与所得者 (独身又は共働きの場合)

61,000 円の寄附をされると、2,000 円を超える部分である 59,000 円 (61,000 円-2,000 円) が所得税と住民税から控除

(例 2) 年収 700 万円の給与所得者 (夫婦と子ども 2 人の場合)

66,000 円の寄附をされると、2,000 円を超える部分である 64,000 円 (66,000 円-2,000 円) が所得税と住民税から控除

5 兵庫県への応援メッセージ・ご意見 (応援メッセージ・ご意見等がございましたら、下記にご記入下さい。)
